



2018年7月15日
第632号

1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 大橋 裕子

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

**言いたいことは
いっぱいあるよっ!**

お騒がせ文科省と 全労協交渉

7月9日、全労協による文部科学省交渉が行われました。文部科学省と云えば、交渉に先立つ7月4日、局長が東京医科大学に対して便宜を図ったとする受託収賄容疑で逮捕されるという絶妙のタイミング。加計学園獣医学部新設の認可プロセスの不透明さなど、公正な文部科学行政を行うことを既に要求していましたが、公正さとはほど遠い行政が露呈し続けています。

改正地公法 文科省の見解は?

交渉時間の制限もあるため組合が重点項目としたのは、改正地公法に関する文科省の

見解を明らかにすることで。改正地公法で新設される会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムの区分があります。しかし、学校現場の「非正規」である、常勤講師や非常勤講師、臨時主事など様々な職種がどのような区分になるのかはつきりとせず、未だ多くの自治体が組合と具体的なやり取りに進むことができていません。

文科省の回答によると、会計年度任用職員(フルタイム)は国庫負担の対象外となるため常勤講師や臨時主事が移行することにメリットはなく、自治体は現在と同様の臨時的任用職員とするだろうと答え



交渉時間はたったの30分。文科省交渉の様子

ました。方や、パートタイムについては国庫負担の対象であるとししました。一方、フルタイムかパートタイムかを区分する「一週間辺りの通常の勤務時間」について、非常勤講師の勤務時間をどのように考えるのかについては明確な回答を持ち合わせていませんでした。大阪においては、授業コマ数でしか勤務を示され

ず勤務時間を正確に把握していないという問題があります。また、大阪市では臨時主事が一般職の非常勤扱いとなり、大幅な労働条件の低下が問題となっています。このことについては、文科省も関心を寄せていません。今後、さらに不明な点を文科省に追及すると同時に他の自治体の現状も調査していく必要があります。

お騒がせ続きの文科省、要求したいことは多々ありますが、まずは「公正な行政をしてくれ!」に尽きるのです。なお、要求書の全文はHPにアップします。

酒井さとえ(書記長)

「君が代」不起立戒告処分取り消し共同訴訟 控訴審はじまる!

組合員2名を含む「君が代」不起立戒告処分取り消し訴訟の控訴審がいよいよ始まります。炎暑たけなわの7月25日(水)13時半、大阪高裁74号法廷にて第1回口頭弁論が開廷され冒頭に控訴人陳述が予定されていますので、ぜひとも傍聴支援にお越しく下さいませようお願いします。なお、閉廷後は場所を移し、エルおおさか南館7階734号室で報告集会を開催します。

内藤裕之裁判長による不当判決

振り返ってみれば、大阪地裁判決は、あの“第5民事部内藤裕之裁判長”によるものでした。彼は、これまでの大阪「君が代」裁判においても、事実認定すら誤認し、ことごとく独断と偏見に基づく不当

な判決を出して来ました。

不起立は

「厳しい非難に値する」!?

3月26日の本件地裁判決は、7名全員の訴えを棄却する不当なものでしたが、とりわけ原告全員が目をつけたのは、「原告らに係る本件職務命令違反行為は...式典の秩序に反する特異な行動に及んだものである」というべきである」というくだりでした。問題となった原告7名の卒業式や入学式が「円滑に遂行された」ことは教育委員会も認めることです。しかも、これまでの「君が代」裁判において、最高裁は、「君が代」不起立行為を「歴史観ないし世界観及びこれに由来する社会生活上

ないし教育上の信念等ということが出来る」と判示しているにもかかわらずです。「君が代」不起立行為を、「特異な行動」、「厳しい非難に値する」とは、明らかに内藤裁判長の悪意に満ちた私見です。

裁判官の私見・偏見に基づく 判決を許すな!

7名の原告は、即日控訴の決意をし、11名の弁護士らと控訴に向けて会議を重ねてきました。「控訴理由書」では、内藤判決が最高裁判決を逸脱した偏見に基づくものであることを冒頭に掲げ、その不当性を追及しています。学校に「日の丸」「君が代」はいりません。その確信のもとに「君が代」裁判はまだまだ続きます。辻谷博子(大阪支部)

当面の日程

- 7月21日(土)14時~ エルおおさか5F研修室2
第29回大阪全労協大会
- 7月22日(日)10時15分 国労おおさか会館3F大会議室
第8回「日の丸・君が代」問題等
全国学習・交流会 2018 強権を
破る“あたりまえ”の民主主義を
集会終了後17時~梅田までデモ
資料代800円
- 7月25日(水)13時半
大阪高裁74号法廷
「君が代」不起立戒告処分取消訴訟
第1回口頭弁論
傍聴支援をお願いします!
- 8月4日(土)12時半~
大阪弁護士会館1001・1002号室
第10回労働者・労働組合と大阪労働者
弁護士会合同交流会
参加費1000円
- 8月4日(土)・5日(日)
御殿場・時之栖
2018全学労連・全学労組学校労働者
全国集会(第47回全交流)
- 8月26日(日)13時半~開場
学働館 EWAセミナー2018
演劇『振って、振られて』上演+
トークセッション
- 8月27日(月)15時
大阪府労働委員会9F
17大阪府事件(岸和田支援非常勤
看護師雇止め)証人尋問
傍聴支援をお願いします!
- 8月27日(月)18時半 鞆公園
朝鮮戦争休戦65周年 東アジアに
平和を!7・27キャンドル行動
キャンドルで人文字(PEACE)
を作り、御堂筋をピースパレード

組合員を赤字で表記した名簿を社員に流出！

「謝罪します…」
と言いながら

口外禁止！謝罪文手交時の写真は載せるな！ 注文が多すぎる (株) ウィザス

塾を経営する(株)ウィザスは、2017年6月2日、わざわざ組合員だけを赤字で表記した社内研修の参加名簿を、研修に参加する社員に添付ファイルで送信し、組合員の名前を流出させました。

【背景にはパワーハラ問題】

なぜ会社は組合員だけを赤字で表記したのでしょうか。ウィザス支部結成のきっかけは、上司からのパワーハラメントの解決でした。組合との団交により、会社は調査を実施。会社はパワーハラとは認定しませんでした。行き過ぎた指導があったことを認め、以後、

組合員とその上司(以下、上司A)が接触しないように配慮して来ました。そのひとつとして、社内研修でファシリテーターを務める上司Aのグループに、組合員が入らないよう、赤字で色分けした名簿を作成していたのです。事情を知らず名簿の作成と連絡を任せられた社員が、誤って赤字表記のままの名簿を社員に流出させてしまったのです。

【組合の報道の仕方まで

注文をつけるあつかましき]

事務的なミスとは言え、会社が団交を通じて知り得た組合員の名前を勝手に流出させ

るなど、あってはならないこと！組合は会社に対し謝罪文の手交を求め、約1年間、団交と折衝を重ねて来ました。謝罪文の内容もようやく合意に達し、手交の段階にまで来て、なんと会社は「口外禁止にしてほしい」「組合のニュースやホームページには掲載しないでほしい」と要求して来たのです。組合が「その様な要求には応じない」と回答すると、今に至るまで手交を渋っている始末です。自らの非を認めながら、こんな要求を突きつけてくる使用者に、未だかつてお目にかかったことが

ありません！前代未聞です！とりあえず謝罪文を手交し、口先だけ謝っておけば良いという会社の姿勢が如実に表れています。今回のような事件を生む背景には、労働組合を疎ましく思う、この会社の企業風土があると思われます。

私たちは、言い訳を繰り返さず、素直に自らの非を認め、あれこれ注文を付けず、気持ち良く謝罪をし、二度と同じ過ちを繰り返してほしくないだけです。組合は、誠意ある謝罪文の手交を引き続き求めていきます。

襄田智洋(ウィザス支部)

8/26 EWAセミナー開催!

演劇「振って、振られて」
舞台のはじまりは、国民投票を経て3度目の改憲が決まった夜。改憲により基本的人権が大幅に制限され、改憲反対の憲法学者は国外脱出の準備を進める。そこに改憲推進派の教授が現れる。手には「日の丸」の旗を持って…

今年のEWAセミナーは憲法をテーマにした演劇「振って、振られて」(作/くるみざわしん)の上演を行います。「是が非でも、自分が首相のうちに改憲を！」と目論む安倍政権。特定秘密保護法、集団的自衛権の行使を可能にした安保関連法、共謀罪など、数の力で次々と悪法を成立させている安倍政権を前に、私たちはどうすべきなのか…演劇を通じて考えてみましょう。上演後は、「君が代不起立」処分撤回を求め闘っている組合員と、劇作家のくるみざわしんさん、フォトグラファーの芋縄なつきさん、保育士の朴亜悠さんと共に、『愛国』でダイジョウブ? ~教育現場からの叫



び~と題したトークセッションを行います。組合員だけでなく、どなたでも観劇可能です！この機会に、各地で話題になっている『振って、振られて』をご覧ください！

【EWAセミナー2018】

演劇「振って、振られて」上演

日時/2018年8月26日(日)

13時半開場 14時開演

15時~トークセッション

会場/学働館メインホール(地下鉄「阿波座」駅下車7番出口より徒歩8分)

入場料/一般前売り2000円 (当日2500円)

障害者・学生 1500円

お問い合わせは教育合同まで!

文化おちこち (203) アジア・ヨーロッパで考えたこと 【その3】



西日本から東海地方にかけて、かつてない被害をもたらした豪雨は、数十年に一度と言われ、大雨特別警報が十一府県で出された。いまだに二次被害の恐れが指摘されている。一方、TVのニュースでは、農民の方が「50年に一度なんて嘘っぱちや。最近14年間で4回も水に浸かっている」と話されていた。近年になって、台風の大型化や大雨の広域化・長期化・激甚化・頻発化が目立つようになってい。明らかに地球温暖化による

海水温の上昇などを原因とする気候変動の具体的な現われである。

昨年11月、ドイツのボンで開かれたCOP23の対抗アクションでは、南の国々から来た人々が「気候変動は未来のことではない。私たちの生活と生命を現に脅かしている」ことを訴えていた。日本でも、それが現実になってきている。

今年になって、気候変動と市民社会のとりくみについて、ある高校で特別授業をさせていただく機会があった。高校生たちは、真剣に話を聞いてくれた。そして、ある生徒は「では、高校生である私たちには何ができるのでしょうか?」と質問してきた。まさに、この問いこそ、いま私たち自身が共有すべきものだと思う。いまだに石炭火力発電所と原発の両方を推進して、世界中から批判されている日本政府の政策を国内から変えさせるためにも。(寺本勉・高校支部)



7月6日からの豪雨で西日本各地が被災 組合員の故郷も被災地となった 気象庁が厳重な注意を呼びかけた7月5

日、自民党議員らが赤坂自民亭で大宴会 「スコップの1本くらい持ってきて1軒でもいいから行ってやってみい」 広島男性が放ったこの一言を全員に!